

平成23年度鎌ヶ谷市予防接種委員会次第

日時：平成23年9月30日（金）
13時30分～
場所：総合福祉保健センター
4階会議室

1 委嘱状交付式

- (1) 委嘱状交付
- (2) 市長挨拶
- (3) 委員紹介

2 議事

- (1) 委員長選出
- (2) 副委員長選出
- (3) 会議の公開
- (4) 会議録署名人の選任
- (5) 予防接種事故の公表に関する考え方

3 その他

鎌ヶ谷市予防接種委員会委員名簿

区分（所属）	役 職	委 員 名
1号委員 (鎌ヶ谷市医師会)	副会長	石川 広己
	顧問	中井 愷雄
	公衆衛生担当理事	畑 衛
	元理事	畑 仁
2号委員 (習志野健康福祉センター)	センター長	藤木 哲郎
	健康生活支援課長	松本 邦昭
3号委員 (鎌ヶ谷市役所)	生涯学習部長	山崎 久雄
	健康福祉部長	鈴木 操
	健康増進課長	福留 浩子

委嘱年月日 平成23年9月30日

委嘱期間 平成23年9月30日から平成25年9月29日まで

鎌ヶ谷市予防接種委員会要綱

(昭和 55 年4月1日 訓令第3号)

改正 昭和 59 年3月 13 日訓令第 号 昭和 60 年6月 17 日訓令第 16 号

昭和 63 年8月 17 日訓令第9号 平成3年7月8日訓令第 11 号

平成6年4月1日訓令第5号 平成23年2月10日訓令第13号

(設置)

第1条 市が行う予防接種に関する調査研究機関として、鎌ヶ谷市予防接種委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、予防接種法（昭和23年法律第68号）に定める予防接種（以下「定期接種」という。）及び鎌ヶ谷市任意予防接種費用助成要綱に定める任意予防接種（以下「任意接種」という。）に起因したと疑われる健康被害の事例について、医学的見地から調査及び審議を行う。

2 委員会は、定期接種及び任意接種の実施計画並びに予防接種事故発生時の対応等について、指導及び助言を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員9人をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 鎌ヶ谷市医師会代表 4人
- (2) 関係行政機関職員 2人
- (3) 鎌ヶ谷市職員のうち次にかかげる者

ア 学校予防接種事務担当部長

イ 保健福祉担当部長

ウ 予防接種事務担当課長

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数が出席しなければ開くことができない。

(参考意見の聴取)

第7条 委員会は必要に応じ、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、予防接種事務担当課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

(鎌ヶ谷市予防接種健康被害調査委員会要綱の廃止)

2 鎌ヶ谷市予防接種健康被害調査委員会要綱は廃止する。

附 則 (昭和59年3月13日訓令第 号)

(施行期日)

この訓令は、令達の日から施行し昭和57年7月1日から適用する。

附 則 (昭和60年6月17日訓令第16号)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則 (昭和63年8月17日訓令第9号)

(施行期日)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則 (平成3年7月8日訓令第11号)

(施行期日)

この訓令は、令達の日から施行し、改正後の鎌ヶ谷市予防接種委員会要綱の規定は、平成3年6月1日から適用する。

附 則（平成6年4月1日訓令第5号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月10日訓令第13号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

鎌ヶ谷市における審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）

（平成15年2月27日 総務部長決裁）

改正 平成16年4月19日

改正 平成17年9月21日

第3 会議の原則公開

審議会等の会議は、法令又は条例の規定により、会議が非公開とされている場合を除き、公開とする。ただし、当該会議の審議内容が鎌ヶ谷市情報公開条例（平成11年鎌ヶ谷市条例第3号。以下「情報公開条例」という。）第8条各号に定める情報に該当する審議内容であって、会議を公開することが適当でないと認められるときは、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

第4 公開又は非公開の決定

（1） 審議会等の会議の公開又は会議の全部若しくは一部を公開しない旨の決定は、次のいずれかの方法によって決定するものとする。

- ア 会議における議決
- イ 委員全員による個別の承認
- ウ あらかじめ指名された委員等による承認
- エ その他審議会等が定める方法

（2） 審議会等が、会議を公開しないことを決定した場合は、前記第3に規定する非公開理由のいずれかに該当するか明らかにしなければならない。

第5 会議の公開方法等

1 会議の公開方法及び傍聴者の範囲

- （1） 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。
- （2） 何人も、この指針の定めるところにより、会議を傍聴することができる。

2 傍聴者の定員及び決定方法

- （1） 審議会等は、公開する会議において傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に一定の傍聴席を設けなければならない。
- （2） 傍聴希望者が傍聴定員を超えた場合は、先着順により決定する。ただし、先着順により難しい場合は、抽選により決定することができる。
- （3） 傍聴者は、審議会等の所管課に対し、傍聴を希望することを電話等の手段で、事

前に予約するものとする。ただし、事前に予約ができない場合は、会場に入るときに、傍聴者受付簿の必要事項（氏名、住所）を記載する。

3 会議の遵守事項

審議会等は、会議を円滑に運営するため、傍聴に係る遵守事項等を定め、会場の秩序維持に努めるものとする。

4 傍聴者への会議資料の閲覧又は配布

会議を公開する場合は、会議資料を傍聴者の閲覧に供し、又は配布を希望する場合は、作成に要する費用を傍聴者に請求するものとする。ただし、会議資料のうち、情報公開条例第8条各号に定める情報に該当するもの及び配布に適しないものは除く。

第7 会議録の作成等

(1) 会議録の作成

審議会等は、会議の公開又は非公開の決定にかかわらず、次の事項を記載した会議録を速やかに作成するものとする。ただし、審議会の会長等が、特に必要ないと認めたものは、この限りでない。

- ア 会議の名称
- イ 開催日時
- ウ 開催場所
- エ 出席者（委員及び事務局）
- オ 議題
- カ 発言の要旨
- キ 会議録署名人の署名
- ク その他必要と認める事項

(2) 会議録等の公表

作成した会議録及び会議の会議資料は、情報公開条例第8条各号に定める情報に該当するものを除き、ホームページの掲載、情報公開コーナーによる保管等により、一般の利用に供するものとする。

附 則（平成16年4月19日）

この指針は、平成16年6月1日から施行する。

附 則（平成17年9月21日）

この指針は、平成17年10月1日から施行する。

審議会等の会議の公開に関する意見、要望の申出書

年 月 日

(審議会等の名称)

様

〒

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

連絡先 _____

(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地)

鎌ヶ谷市における審議会等の会議の公開に関する指針第9の規定により、次のとおり意見、要望の申出をします。

審議会等の名称、 会議の開催日時等	
申 出 の 項 目	1 会議の公開又は非公開について 2 傍聴者の定員について 3 会議の遵守事項について 4 会議資料について 5 会議の事前公表について 6 会議録の作成等について 7 その他 ()
意見、要望の内容	

※ 氏名、住所等は、記入しなくても申し出ることができます。その場合は、審議又は検討結果について、通知はいたしません。

○鎌ヶ谷市情報公開条例（抜粋）

平成11年3月29日条例第3号

（不開示情報）

第8条 不開示情報は、次の各号に掲げるものとする。

（1） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令（法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）をいう。以下同じ。）若しくは他の条例の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。以下同じ。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名に関する情報

予防接種法（抜粋）

（昭和二十三年六月三十日法律第六十八号）

第二条

2 その発生及びまん延を予防することを目的として、この法律の定めるところにより予防接種を行う疾病（以下「一類疾病」という。）は、次に掲げるものとする。

一 ジフテリア

二 百日せき

三 急性灰白髄炎

四 麻疹

五 風疹

六 日本脳炎

七 破傷風

八 結核

九 前各号に掲げる疾病のほか、その発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病として政令で定める疾病

3 個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防に資することを目的として、この法律の定めるところにより予防接種を行う疾病（以下「二類疾病」という。）は、インフルエンザとする。

鎌ヶ谷市任意予防接種費用助成要綱（抜粋）

（定義）

第2条 この要綱において、任意予防接種とは、次の各号に掲げる予防接種をいう。

- （1） 子宮頸^{けい}がん予防接種
- （2） ヒブ予防接種
- （3） 小児用肺炎球菌予防接種

予防接種事故の公表に関する考え方（案）

1 公表の対象となる予防接種

次の予防接種のうち、鎌ケ谷市長の責任により実施される予防接種とする

- (1) 予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第2項及び同条第3項に定める疾病に対する予防接種
- (2) 鎌ケ谷市任意予防接種費用助成要綱（平成23年鎌ケ谷市告示第12号）第2条に定める予防接種

2 鎌ケ谷市長の責任により実施される予防接種とは？

各年度における鎌ケ谷市定期予防接種実施要領と任意予防接種実施要領に基づき実施される予防接種のうち、健康被害発生時に予防接種法に基づく被害救済制度或いは市町村総合事務組合予防接種事故救済措置事業の対象となる予防接種を指す。

3 公表の対象となる予防接種事故

(1)～(10)のとおりとし、事故の対象となった人数を問わず全件公表とする

- (1) 鎌ケ谷市長或いは厚生労働大臣への副反応報告後、
 - ① 死亡に至った場合
 - ② 重篤な状態に陥った場合
 - ③ 後遺症が残った場合
- (2) 有効期限切れワクチン、注射器での接種
- (3) ワクチンの取り違い接種
- (4) ワクチン接種量の誤接種
- (5) 異なるワクチンの接種における接種間隔不足
- (6) 繰り返し接種する予防接種における接種間隔不足
- (7) 接種方法の誤り（筋注と皮下注の誤り、接種部位の誤り）
- (8) 注射筒、注射針の再使用
- (9) 集団接種における同一者への2度打ち
- (10) 被接種者の取り違い事故
- (11) その他の予防接種事故

4 公表の方法

- (1) 3 - (1) の場合 記者会見
- (2) 3 - (2) ~ (11) の場合 プレス発表

5 公表の時期

事故発生後7日以内

ただし、記者会見となる場合においては、原因究明に時間を要することが予想されるため、事故発生を把握した段階で発生した事実と接種形態を公表する記者会見を行い、その後発生原因や被害救済等がはっきりした段階で、必要に応じて随時記者会見を行うものとする。

6 公表する内容

- (1) 発生した事実（日時、事故の種類、発生状況）
- (2) 発生原因
- (3) 接種形態
- (4) 今後の対策と改善状況
- (5) その他、特に必要と思われる内容

7 公表前の事前調整

公表文書や公表日時については、医師会と事前に調整し、公表する場合は広報担当課を通じて実施する

8 記者会見時の出席者

予防接種担当部長、予防接種担当課長、医師会長、医師会公衆衛生担当理事
その他関係職員

9 被接種者・家族の同意

公表の際は、家族の意思を最大限に尊重し、原則として書面による同意を得た上で実施する

10 個人情報の保護

公表内容については、被接種者及びその家族、接種医師等が特定されないことがないように十分配慮する。

子宮頸がん予防ワクチンの接種を受けるにあたっての説明書

1 子宮頸がんについて

子宮の入り口付近、「子宮頸部（しきゅうけいぶ）」にできるがんを「子宮頸がん（しきゅうけいがん）」といいます。子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルス（英語の頭文字をとってHPVといいます）の感染が原因であるといわれています。HPVは、性交渉によって誰でも感染する機会がある一般的なウイルスです。性交渉によりできる子宮頸部粘膜の微細な傷からウイルスが侵入し感染します。概ね8割の女性が一生のうち一度は感染し、そのうち子宮頸がんを発症するのは約1%であるといわれています。しかし、HPVに感染した後にどのようなタイプの人が子宮頸がんを発症しやすいかということは分かっていないため、性交経験のある全ての女性が子宮頸がんを発症する可能性を持っているといえます。

2 子宮頸がん予防ワクチンと副反応

子宮頸がん予防ワクチンは、十数種類あるとされている子宮頸がんを引き起こすHPV（高リスク型HPVといいます）のうち、二種類のHPV感染を予防します。ただし、感染したHPVを排除したり、子宮頸がんの進行を抑制する働きはありません。接種は3回、筋肉内注射により行います。標準的な接種スケジュールは、初回接種から1カ月後に2回目の接種を行い、初回接種から6カ月後に3回目の接種を行います。3回接種することで十分な予防効果が得られるため、最後まで接種することが重要です。筋肉内注射のため、他の予防接種に比べて、接種時の痛みを強く感じます。

副反応 注射した部分の痛み、腫れ、発疹等、また軽度の発熱、倦怠感などがありますが、いずれも一時的なものです。筋肉内注射のため、局所反応が、他の予防接種より強く出るのが特徴です。また、まれにじんましんや呼吸困難など重い副反応が現れる場合もあります。

子宮頸がん予防ワクチン接種により、接種後約7年の時点で新たな感染に対して約95%の予防効果が認められていますが、二種類のHPV（子宮頸がん予防ワクチン接種により予防効果のあるHPV）以外の高リスク型HPVの感染を防ぐことはできませんので、ワクチンを接種した場合でも20歳を過ぎたら定期的な子宮がん検診の受診が必要です。

3 接種にあたって

予防接種は、体調の良い日に行うことが原則です。お子様の健康状態が良好でない場合には、かかりつけ医等に相談の上、接種するか否かを決めてください。

また、お子様が以下の状態の場合には予防接種を受けることができません。

- ① 明らかに発熱（通常37.5℃以上をいいます）がある場合
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③ 受ける予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある場合
- ④ 現在、妊娠している場合
- ⑤ その他、医師が不適当な状態と判断した場合

裏面もご覧ください。⇒

4 予防接種を受けた後の注意事項

- ① 予防接種を受けたあと30分間は、お子さまの様子を観察してください。急な副反応はこの間におこることがあります。
- ② 接種後、1週間程度は副反応の出現に注意しましょう。接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、医師の診察を受けましょう。
- ③ 入浴は、差し支えはありませんが、注射した部位をこすったりしないようにしましょう。
- ④ 接種当日ははげしい運動はさけましょう。

5 予防接種による健康被害救済制度

子宮頸がん予防ワクチンの予防接種は、予防接種法に基づかない任意接種です。

予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、千葉県市町村総合事務組合の予防接種事故救済制度または、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の医薬品副作用被害救済制度による補償の対象となります。

千葉県市町村総合事務組合の予防接種事故救済制度は、健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害給付、死亡給付など条例で定められた金額が支給されます。ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、千葉県感染症対策審議会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合となります。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構の医薬品副作用被害救済制度は、医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した健康被害について、医療費、医療手当、障害年金等が支給されます。薬事・食品衛生審議会にて審議し、認定された場合となります。